

University Academic Repository

御料地形成過程の一断章(2) :
高橋惣太の甘楽御料地の踏査

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2006-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大澤, 覚, オオサワ, サトル, Osawa, Satoru メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/175

御料地形成過程の一断章(2)

—高橋惣太の甘楽御料地の踏査—

A fragmentary chapter of the establishing process of Crownlands in Japan(2)

— Mr. Sohta Takahashi's survey of Kanra-crownland in Gumma prefecture

大澤 覚

Satoru Osawa

<要約>

前稿では、御料地はどのように選定されたのかについて、『地籍録』をもとに群馬県の場合の解明に取り組んだ。その際、いまだ測量もされてなく、境界が不明であったり、図面もない所が「将来有益なる土地」との判断で選定された。しかし、境界を確定しなければ御料地経営はできない。実は、これは明治20年代から大正初期にかけて執行されたのだが、これまでそれを取り扱った研究はなかった。そういう事情から、本稿では、宮内庁書陵部所蔵の『土地境界録』に収録されている「功程表」(踏査官の日々の業務メモ)を中心に、関東森林管理局所蔵の『甘楽御料地境界簿』や『甘楽御料地測量簿』、群馬県立文書館所蔵『群馬県行政文書』の諸資料をもとに再現する形でこの過程の探求を試みることにし、いまだ資料の未発掘や欠落部分もあり、推測の箇所も多々あるが、現時点で判明する「踏査への出発から事業終了まで」をまとめたものである。

<キーワード>

甘楽御料地(沼・梅ノ木入)、高橋惣太、北甘楽郡秋畑村、境界、踏査、立会、査定

はじめに

前稿¹⁾では群馬県の御料地選定をとりあげた。巡回経路の解明や資料評価などの課題が残ったが、選定理由を具体的に把握でき、『明治天皇紀』の当該記述の検証もできた。しかし、選定理由はわかったが、編入地の境界が不明とか絵図面もないという一方、県当局の精確な把握もないのに「将来有益なる土地」と判断した編入箇所が多々あった。これは、世伝御料地でもそうだったが、境界が不確定では御料地経営はできない。

ところが、公式の史書である『皇室林野局五十年史』(昭和14年刊)をみると、「26年に御料地境界踏査内規を、翌27年に御料地測量規程²⁾を制定して境界確定に着手し」、「府県所在の御料地は40年迄に³⁾、北海道所の御料地は大正6年迄に其の事業を大体終了した」(631ページ)とあるのみで、具体的なことは何も書いてない。

一方、当時の測量課長神足勝記の『回顧録』（明治44年7月10日の項）を見ると、「明治26年より同40年に至る御料地測量業務成績1冊、同付属図100枚、報告書209冊、測量簿250冊、基本図1433枚、原点表1冊、各年度別分担成績表1綴、管轄別一覧図、完成を告ぐ」と記している。

いったい御料地の境界確定はどうかされたのか。これが次の課題となる。そこで前稿同様に群馬県に限定し、しかも最小の甘楽御料地からこの問題の解明に着手したい。

なお、引用の際、旧字は新字に、片仮名は平仮名に改めた。丸数字・下線・{ }は大澤のもので、次の資料は略称を用いた。

「御料地境界踏査規程」⇒「踏査規程」

「御料地測量規程」⇒「測量規程」

『甘楽御料地測量簿』（関東森林管理局所蔵）⇒『測量簿』

『甘楽御料地境界簿』（関東森林管理局所蔵）⇒『境界簿』

『群馬県行政文書』（群馬県立文書館所蔵）⇒『県文書』

1. 甘楽御料地の位置

甘楽御料地は、『測量簿』の「概言」で「御料地の位置及地形の大要」の見出しで次のように記されている。

「甘楽御料地は群馬県上野国北甘楽郡秋畑村に所在する二団地より成れる総称号にして、其大なるを沼御料地、小なるを梅ノ木入御料地と云ふ。而して沼は東南に本郡と多野郡との界に相当する山脈を負ひ、西北に面して傾斜し、梅ノ木入其支脈中沼の西方約半里に位置する東面の傾斜地にして、共に頗る急峻なる草山なり。境界は沼の東南面に於ける郡界に属する部分及び梅ノ木入の西側は稍々一定の山脈に拠れるが故に其形状単純なりと雖も、其他の方面にあつては小峯若くは小谷を上下し、又は山腹を横断する等頗る錯雑の状を呈せり。」

これはかなり正確な観察といえよう。地図でもわかるように、甘楽御料地は群馬県上野国北甘楽郡秋畑村（現甘楽町秋畑）にあった2団地からなる合計面積645町歩の草山の御料地で、西の小さい方が梅ノ木入御料地、東の大きい方が沼御料地である。梅ノ木入は西に稲倉山を負い、北に富岡市を見はるかし、東に傾斜する面積94町歩の1団地である。一方、沼御料地は東南に多野郡上日野村（現藤岡市日野）との郡界の山嶺を負い、西北の梅ノ木入に面して傾斜し、その山下部分は犬牙錯雑の複雑に入り組んだ形状をもつ面積550町歩の1団地である。

また、上記『測量簿』の「業務摘要」には「順路」として、「東京上野駅を発し、鉄路上

地図1 甘楽御料地の位置



出典：『御料地林野存廃区分調査書 付属地図』（部分）
（帝室林野局東京支局前橋出張所、作成年不詳、関東森林管理局所蔵）

野国群馬郡高崎駅に下車。其より軽便鉄路に乗替へ、同国北甘楽郡富岡駅にて下車。陸路約3里にて秋畑村に達す」とある。この地域として最も奥に位置するといつてよい。

2. 境界踏査功程表

甘楽御料地の踏査を担当したのは御料局技手補高橋惣太（履歴不明）である。この時点では判任官⁴⁾であった。

高橋は業務終了後に「復命書」⁵⁾を提出したはずである。「踏査規定」9条に「……踏査を終了したる日より60日以内に左の図書を整理し、……進達すへし」と規定があり、「御料地境界踏査報告書・御料地境界踏査成績表・御料地境界踏査済箇所表・御料地境界点種類員数調査表・御料地境界簿・証明書・委任状・証憑材料」があげられている。

いま、「復命書」は未発見だが、高橋の「功程表」をみつけることができた。この資料は、「踏査規程」11条「……踏査の毎月の成績を翌月5日までに……申報すへし」に基づいて提出されたものか、B4大の雛型に記入する形式となっている。

右端に標題が「明治三十八年九月境界踏査功程表」などと縦書きされ、いちばん上に右から左へと日付、右端に上から順に、①執務ノ区別・②天候・③御料地名・④使用人夫数・⑤始業終業時間・⑥界点数・⑦界点延長距離・⑧摘要などの項目欄が設けられ、この各項目に日々に記入する形式となっている。また、「執務ノ区別」の内容は、旅行（＝御料地間や作業拠点の移動）、雑業（＝関係書類の収集など）、就業（＝屋外での作業）、内業（＝雨天の屋内作業）をその内容としている。

本稿ではこれらを手掛かりとしてまとめるが、その際、たとえば、本稿の7月27日の項で（就業／晴／3人／6時～7時／80点／876間）とあるのは、③御料地名は略して順に①～⑧をあげたものである。

3. 踏査員派遣

踏査は踏査員の差配から始まる⁶⁾。

『明治38年土地境界録1』（宮内庁書陵部所蔵）には、2月25日に技手熊田原千代松によって起案され、3月4日に決済された「本年度御料地境界踏査豫定伺の件」なる文書がある。これは本局直轄下の東京・宇都宮・盛岡の3事務所管内の踏査予定表である。東京管内（東京・千葉・神奈川）に2人、宇都宮管内（栃木・群馬・福島）に5人、盛岡管内（宮城・岩手）3人の計10人を派遣する予定であった。このうち甘楽御料地へは技手矢澤芳三郎（履歴不詳）の派遣が予定されていた。しかし、作業の進捗に応じて変更したようで⁷⁾、矢澤は4月19日に栃木県真岡に入り、籠谷・祖母井・下高根沢・上都賀の踏査を担当後、9月16日に福島県の岩瀬へ移動する。一方、甘楽御料地へは高橋が派遣される。

表1 境界踏查功程表

明治廿八年九月境界踏查功程表											
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
執行、 區別	天候	御料地名	使用人 姓名	始業 時間	終業 時間	周回 行進河	計	周回 行進河	計	周回 行進河	計
一日	雨	御料局長	一	三時	七時						
二日	雨	御料局長	一	三時	七時						
三日	曇	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
四日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
五日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
六日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
七日	雨	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
八日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
九日	雨	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十一日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十二日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十三日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十四日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十五日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十六日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十七日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十八日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
十九日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十一日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十二日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十三日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十四日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十五日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十六日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十七日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十八日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
二十九日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		
三十日	晴	御料局長	一	三時	七時	二六	二六	二〇九	二〇九		

出典：『明治38年土地境界録』（宮内庁書陵部所蔵）所収。

御料地の境界・測量の出張時期は5月1日から11月末日までという内規があった⁸⁾。ところが、高橋は4月19日に着任した。それは前年の踏査成果をまとめた『赤城山御料地境界簿』へ関係者から承諾印を得るためであった。その後、5月14日から6月3日まで榛名山に、同4日から7月3日まで赤城山に従事し、同4日は雇夫一人と「甘楽御料地境界踏査のため移転に付出発準備」し、5日は雨の中を「旅行」すなわち「甘楽御料地踏査御用に付、本日事業地出発。北甘楽郡富岡町〔現富岡市〕に移転す」る。移動には、前橋・高崎駅間は両毛線、高崎・富岡駅間は上野鉄道（明治30年9月開通の軽便鉄道）を利用したであろう⁹⁾。こうして6日から甘楽御料地の踏査事業に従事することになる。

このあとは概ね日を追ってまとめることとし、まず冒頭に「功程表」から日付などを一括して掲げ、続いて本文をまとめる。同様の作業が続いた場合はまとめて記述する。

4. 富岡町へ出張

①富岡税務署

6日 雑業／晴／7時～6時／証拠図書蒐集のため富岡税務署に出頭す

7日 雑業／雨／7時～6時／同

8日 雑業／晴／7時～6時／同

9日（日）雑業／晴／7時～6時／同

10日 雑業／晴／7時～6時／同

この5日間、富岡税務署で証拠資料の収集に従事した。9日は日曜日であった。日曜日にもみ（日）と入れた。

「蒐集」とは、この頃のことなので謄写である。また、「出頭」は出向くである。毎日朝7時に宿を出て、夕6時に帰宿したのだろう。

ここで「図書」とは、「踏査規程」16条1項に「図書—御料林簿・御料地図・地籍図・田園帳・水帳・検地帳・地順帳・官林書上帳・裁許状其他新旧図書」があるが、むしろ「踏査規程」3条の「確実なる証に拠り実地の状況を考査して確定すへきものとす」との規定からすれば、「改租図・地押図」が重要で、「之を实地に对照し、界線の予査を為す」必要があった。

この改租図・地押図は一口に公図といわれるが、次の経緯をもつ。

明治6年の地租改正の時に、一筆毎に土地の位置・形状・面積・地番を検査し、野取図（一筆切図）が作成された。これから字単位で字限図、村単位で村限図が作成された。しかし、全土地を測量したわけではなく、一字に数ヶ所程度の測量で、あとは目測・歩測で、山林・原野などはほとんど実測されなかった。その後、17年に地券から土地台帳を課税台帳にと改める。しかし、もともと不正確なうえ、官有地の無届け開墾などもあり、台帳と実際が一致

しない事態が顕著であった。そこで、18年から着手して全国の約3分の1の土地について地押調査図(更正図)が作成される。そして、22年3月に土地台帳規制が制定され、地券は廃し、地租は土地台帳にもとづいて徴収することになる。この際、地押調査図(更正図)が土地台帳付属地図(公図)となり、正本が税務署に、副本が市町村役場に保管されることになる¹⁰⁾。高橋が税務署に出頭した目的はこの正本の蒐集である。

このころ富岡町は富岡製糸場で有名であり、軽便鉄道も走る要衝の地であったから、宿泊先は不明だが、その賑わいを見たにちがいない。当時の市街地図¹¹⁾を見ると、昭和40年前後に見た光景とそっくりである。

②富岡小林区署

11日 雑業/雨/7時~6時/富岡小林区署に出頭。国有林野の図書照合及取調に従事す

この日、富岡小林区署に出頭した。富岡小林区署は、明治36年12月5日の林区署官制改正にともなって同19日に小林区署名称位置及管轄区域が決められた際に、富岡町に東京大林区署富岡小林区署として設けられた。その後、40年10月9日に廃止され、同10日より高崎に移され高崎小林区署と改称される¹²⁾。

高橋の目的は、1つは沼御料地と西方の字源五郎国有林の境界照会があった。それは37年4月に東京大林区署林務属山口豊正が境界査定をやっているからである¹³⁾。他に、38年11月に群馬県属佐治友輔がこの地域の国有林野と県道との境界査定に立会った文書も残っているが¹⁴⁾、この地域でも徐々に測量が開始されてきていた。もう1つは、明治37年4月に東京大林区署査定官吏島田外一が、沼御料地東部の秋畑村と小幡村の東に連なる字雉平国有原野・字二階平国有林と民有林との境界査定をおこなっているが、この照会があった。これらは35年3月7日に御料地と国有林野との境界測量に関して「一方に於て施行済の箇所は、他の一方に於ては実地の測量を省き、前者の設置したる点及其成果を既定件として襲用すること」という協定ができていたからである¹⁵⁾。10月10日には立会を求めることになる。さらに同年5月に陸地測量部がこの地域最初の3等三角点の設定を遂げている¹⁶⁾。この確認もあっただろう。

5. 藤岡町へ出張

12日 雑業/雨/7時~6時/証拠図書蒐集のため藤岡税務署へ出頭す

13日 雑業/晴/10時~4時/藤岡町を発し、北甘楽郡富岡町に帰着す

12日は藤岡町（現藤岡市）に出向いた。沼御料地の南側斜面にある多野郡日野村の民有林が藤岡税務署の管轄区域になっていたので、この公図を照査するためであった。この時、日野村役場は明治26年4月22日以降大字下日野字駒留^{まかぶ}にあったが、多野郡郡役所は藤岡町にあった。郡役所へ廻ったかどうか不明だが、9月には村役場と郡役所に立会を求めることになる。

到着後の行動はわからない。公図の正本を見て郡界・村界・民有地界を確認し、業務の進行に目途をつけただろう。日野村側との界線はとくに入り組んでいるところもないので、簡単だったと思われる。13日10時に業務を開始したということは、前日のうちに目途をつけたものか。

ここで藤岡税務署の沿革は次のようになる。『群馬県多野郡誌』（昭和52年刊）および『明治財政史』（吉川弘文館刊）によれば、明治26年10月の地方官官制改正で府県庁に収税部が置かれ、同時に府県内の須要の地に収税署が配置された。この時、藤岡町に収税分署が置かれた。さらに29年10月20日に官制改正があり、「全国に23の税務管理局と520の税務署が創設され」、「府県収税部は税務管理局、収税署の事務は税務署に移管され」¹⁷⁾、藤岡収税分署は藤岡税務署と改称された。富岡税務署も同様である。

ちなみに、富岡・藤岡間は距離約18kmで、歩行なら約4時間の行程であるが、途中まで軽便鉄道が利用できた。当時の時刻表は見つからないので、明治41年2月16日改正の「高崎下仁田間時刻表」¹⁸⁾で推定すると、1番列車で富岡駅を7時13分に出発し、福島駅・吉井駅を経て3駅目の山名駅で8時前に下車、それから鍋川橋と鮎川橋を渡り、本動堂^{もとゆるぎどう}経由で約4kmを歩行すると藤岡町に到達する。乗車時間40分・歩行時間1時間とみると、9時頃には藤岡税務署に到着したことになる。藤岡町は近世以降繭で賑わっていたから¹⁹⁾、高橋はその繁栄ぶりを見たはずである。しかし、「雑業」と記しているから、仕事の合間の瞥見だったかもしれない。

13日は4時に業務を終えたという。藤岡町を昼食後に出て前日の逆コースを辿り、山名駅2時36分発に乗ると、富岡町に3時半頃に到着となる。帰途は、晴天で北西向きの経路だから、上毛三山や浅間山がほぼ正面に見えた。とくに赤城山・榛名山は前年の踏査地だったから感慨も一入だったろう。西方の妙義山の左には平坦な頂きの荒船山が見え、その左に新業務地が聳えているのが確認できたはずである。

6. 秋畑村へ出張

14日 旅行／晴／6時～2時／証拠図書蒐集済。北甘楽郡秋畑村へ出張す

関係資料の収集を終え、甘楽御料地のある秋畑村に入る。富岡町から秋畑村役場のある梅

ノ木平までは約12km、約3時間の行程である。富岡町の市街を南行して富岡製糸場の南側の「神田の渡し」で鑓川を越え²⁰⁾、内匠・小幡・轟^{とどろく}・枇杷澤^{せんぼ}・戦場と経て秋畑村に到着した。6時に富岡を出て、途中で小幡村役場に挨拶に寄ったとしても、昼頃には到着したであろう。養学寺に置かれていた秋畑村役場²¹⁾にそのまま顔を出し、宿の紹介受け、挨拶かたがた事業予定などを略々話したに違いない。そして梅ノ木平の佐藤平三郎方に居を定めた²²⁾。滞在中の転居はなかった。

2時に到着した高橋は、「踏査規程」66条に「境界踏査員は、出張中、宿所を支庁長又は事務所長に届出て、同時に、境界測量員、出張所又は分担区に通知すへし」と決められているから、早速に連絡したのであろう。

なお、出張する踏査・測量員は、旅宿のない土地では、業務地近くの主だった寺や家を宿泊先や作業拠点とすることが多い。しかし、前触れなしに出発するわけではなく、事業計画に基づいて公式文書をあらかじめ送付する。一方、連絡を受けた側は万端の段取りをして待つ。佐藤宅もそうして紹介・斡旋されたはずである。

15日 雑業／前晴后雨／8時～3時／秋畑村役場に出頭。図書の対査及諸般の打合せをなせり

この日は秋畑村役場に出頭し、「図書の対査」と「諸般の打合せ」をした。

図書の対査とは、富岡税務署や富岡小林区署で収集した資料（正本など）と村役場備え付けの資料（副本など）の照合である²³⁾。

また、諸般の打合せとは、「起点は国郡市町村大字界又は天然界等線中最も顕著なる位置を選ひて之を設ける」²⁴⁾る必要があったから、「起点」の目星をつけ、踏査の手順、地形の概要、関係者立会などを相談したであろう。この時、梅ノ木入では下仁田町と額部村の町村界との合流点を、沼では八丁河原の多野郡日野村に通する里道の脇を起点に定めたものと思われる。

さらに、雇夫の斡旋を受けたであろう²⁵⁾。地理に詳しいものや資材の運搬や刈払い要員の確保は不可欠で、事業遂行の成否に関わる要点であったから、常雇夫1名と臨時雇夫3～5名確保の目星はつけておかなければならなかった。この踏査事業に延べ276名（1日平均3名）を雇っている。短時日ならともかく、長期の事業となると人夫の確保はより難しくなる。しかも、山間とはいえ、農繁期に特定の山域に詳しいものとなるとなるとお難しい。この場合、「境界査定上に使用する人夫は其境界踏査に関し成るべく利害関係なきものを雇入るべきものとす」²⁶⁾という規定はどこまで守られたか。なお、人夫賃金は、本稿の注2の「諸雇給内訳明細書」で見ると、常雇夫は40～43銭、臨時雇夫は30～38銭であった。

7. 梅ノ木入御料地

①予査

16日(日) 就業/晴/2人/7時~6時/字梅ノ木入御料地の境界予査をなせり

17日 雑業/晴/2人/7時~6時/同

18日 就業/晴/3人/7時~6時/同

高橋は梅ノ木入御料地から予査を開始した。その理由は、前掲の「概言」で梅ノ木入は「土地起伏に富みたと、且つ無立木地にして視界を遮る物体少なかりし」と説明しているから、小面積で作業が容易と判断したからとおもわれる。また、立会要請など連絡時間が必要だったためとも考えられる。

実際に、梅ノ木入は16~18の3日間で予査、20~24日で立会査定、27~31日で界点の選定・簡測(簡易測量か?)をやった。これに対して、沼の方はほぼ1箇所2~3日で予査・立会査定・簡測を遂行する方法をとっている。

「予査」とは資料収集や実地に対照する諸作業をいうから、ここまでの業務はすべて予査に入るが、ここでは現地に出向き、収集した文書や図面との照合作業をおこない、事業の要になる「起点」を実地に定め、踏査を開始したということである。その際、「界点は踏査すへき地盤に面し左方へ順次設置」²⁷⁾する規定なので、御料地を右に見て開始した。この予査を承けて20日から立会・査定がおこなわれる。

②天候

19日 内業/雨/1人/降雨甚たしく、外業に従事する不能。内業に従事す

この日は雨であった。踏査は1年の3分の2に及ぶ長期間の外業の連続で、平日も日曜日もない。雨の日は、時には格好の休養日となるかもしれないが、事業進捗の点検、業務成果の整理、報告書の作成、事務所や関係者への連絡など仕事は多い。家族への連絡もある。そして、踏査の後には測量がある。踏査の遅延は、測量が降雪期にかかる可能性を高める。雪が降れば、足場も視界も悪くなり、作業の中断を余儀なくされ年越しとなる。雨の日とて安閑としていられなかった。雨は、踏査員にとっても公平ではなかった²⁸⁾。

ここで天候を観ておく。『群馬縣気候図—50年報—』(前橋測候所刊、昭和25年)によると、この年の7月~10月の降水日数(括弧内は1897年~1945年間の平均)は、7月20(18.7)日・8月22(16.7)日・9月16(17.5)日・10月13(12.3)日であり、このうち雷雨日数は、順に3(7.2)日・2(8.1)日・1(2.6)日・1(0.6)日である。また、曇天日数は、順に22(19.7)日・24(16.2)日・19(18.3)日・14(13.3)日で、快晴日数は8月に1日のみである。

要するに、雷雨は少なかったが、雨も曇も平均より多く、あまり天気のよい年ではなかった。

ところが、高橋が富岡町へ到着した7月5日から宇都宮へ出発した10月16日までの104日間の天候を「功程表」からまとめると、月順に晴19日・11日・20.5日・14日、雨8.5日・18.5日・8日・2日、曇が0.5日・1.5日・1日・0日となる。(午前と午後で天候が変わった場合は0.5日ずつ。)

この頃すでに近隣の下仁田町や万場町に観測所があったから、前橋に偏った観測だったとはいえない。高橋の天候判断は測候所のものと違うようである。

なお、内業の日の就業時間は書いてない。

③立会・査定

20日 就業／前晴后雨／2人／6時～5時／字梅ノ木入御料地に接する所有者立会査定
施行中降雨のため午後3時中止。5時宿所に帰る

21日 就業／晴／2人／7時～6時／梅ノ木入御料地外2字の予査及地主立会査定をなせり

22日 就業／前晴后曇／3人／8時～7時／同

23日(日) 就業／晴／3人／6時～7時／同

24日 就業／晴／3人／6時～7時／同

25日 内業／濛雨／1人／濛雨にて外業不能。内業に従事す

高橋は16日から着手して、19・25日を除く約1週間で梅ノ木入御料地の予査と立会査定を済ませた。

踏査の際、「界線は各関係者を立会はしめ、其の認諾を得て確定すへきものとす」とされ、しかも「立会を求むるには書面を用ふへし」と決められていた。前掲注2の「筆紙墨文具内訳明細書」を見ると、「立会通知書用紙」も経費に計上されているが²⁹⁾、高橋の立会通知書はこのあとに掲げる郡界(尾根界)踏査のもののほかは見つからない。赤城山東方の草木御料地の踏査を担当した菊地為輔の「功程表」を見ると、37年5月25日に「人夫をして立会通知をなさしむ」という記載がある。高橋も便宜そうしたかもしれない。

「立会」とは、関係者に現場に出向いてもらうことだが、界線の承諾を得るところに主眼がある。界線が行政区界や官庁公署の管理地ならば、官公の当該担当者³⁰⁾、民有地ならば、所有者(代理人)に立会いを求め³¹⁾、同意を得られれば、界線が確定する³²⁾。

④簡測

26日 内業／濛雨／1人／本日、下仁田・額部^{ぬかべ}・秋畑の各町村行政界査定の処、濛雨に

て外業不能、且つ立会人来たらず。内業に従事す

27日 就業／晴／3人／6時～7時／80点／876巻／自界1号至9号界線及下仁田町に通する里道界査定。同時に簡測をなせり

26日に予定していた「下仁田・額部・秋畑の各町村行政界」とは地図中のAと記した箇所である。ただし、地図では「額部村」が「額田村」と誤記されている。

「立会人来たらず」とある理由は、「濛雨」だったことと、立会い要請書の末尾に、「降雨なれば順延と御承知相成度申添候」などと書き添えてあったためであろう。

27日に立会人が到着したのかどうか不明だが、下仁田町と額部村のどちらからも3時間ほどで梅ノ木入に到着できる。

この日は、地図中のAの字毛勝山の箇所で、界1号から9号までと「道イ」³³⁾とある太線部分を査定し、見取図作成のための簡測をおこなった。これによって周囲界線上の242.8間に16点、道路界上632.2間に64点、全行程876間に80点の界点を選定した。この16点の内訳は、界1・4号は石標、界2・3・5・6・7・8・9号は木標、他71点は中間の支標（小杭）で、道路界はすべて小杭が打たれた。界標は後日に建設されるものだが、以下にもこのように記していくことにする。

なお、距離の単位は「間」とすることが決められている³⁴⁾。1間=1.8mとして全行程1577m、約20mに1点の割で選定されたことになる。

ここで、「境界踏査員は御料地境界簿及御料地境界見取図を調整すへきものとす」³⁵⁾と規定されている。まず踏査員が踏査をして見取図を作成し、これを測量員に渡す。すると、測量員はこれをもとに測量し、方位・距離など入れた図面を作成して踏査員に返す。踏査員はこれをもとに境界簿を仕上げ、関係者から承諾印を貰うという手順になる。つまり、踏査員の作成する見取図が正式測量の目安となるわけである。

28日 就業／晴／4人／6時～7時／63点／751.5間／自界10号至41号界線簡測に従事す

29日 就業／前雨后晴／4人／11時～7時／33点／484.6間／自界42号至62号界線刈開及簡測に従事す

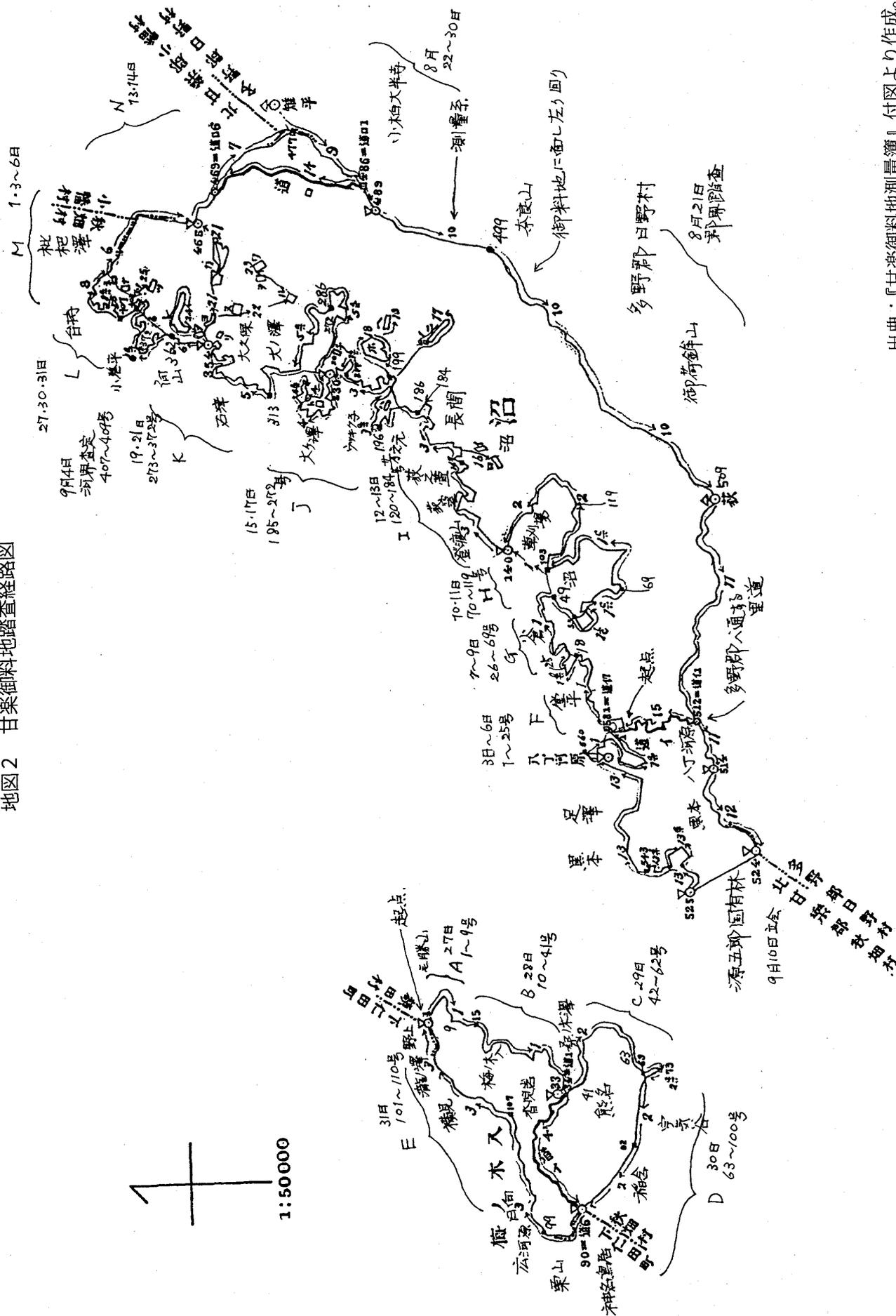
30日（日） 就業／晴／3人／5時～6時／48点／1106.5間／自界63号至100号界線刈開及簡測に従事す

31日 就業／晴／3人／6時～3時／64点／789間／自界101号至110号界線簡測中、俄然急性腸加多兒を起し、業務中止せり

8月1日 内業／前雨后晴／1人

2日 内業／雨／1人

地図2 甘棠御料地踏査経路図



出典:『甘棠御料地測量簿』付図より作成。

28日の作業は界10号から41号までで、東側に面した地図のBの字梅ノ木入の箇所である。午前6時から夕方7時までの13時間の作業で、全行程751.5間(1353m)に63点、この内訳は、界15・18・28・29・31・33・41号は石標、界20～27・30・32・34～40号は木標、他31点は支標である。約20mに1点の選定である。

29日の作業は界42号から62号までで、南東部で地図のCの字香里岩・字桑ノ木澤・字熊名の箇所である。

先に梅ノ木入は無立木地との記述を紹介したが、灌木や草は生えている。この日は初めて「刈開き」の語が記載される。これについては、「踏査規程」22条に「界線の文明に界点を見通し得るを期し、成るべく其の左右を同幅に刈開くへし」と規定されている。なお、「刈払」と「刈開」の両語が用いられている。しかし、両語の区別をしているのかどうかは不明である。関係者によると、現在は「刈開」は用いず、「刈払」を用いている由。

この日は雨のため、8時間作業で20号間の界線に484.6間に33点を選定した。この内訳は、界42・56・58号は石標、界43～55・57・59～62号は木標、他42点は支標である。約26mに1点の割である。

30日の作業は、前日までの遅れを取り戻そうとしたのか、朝5時から13時間の作業で、地図中のDの字宇気谷・字稻含山・字神名鳥居・字栗山の箇所である。南側の縁にあたる界線で63号から100号までの37号間の界線1106.5間に48点、この内訳は、界69・71・73・74・82・90・93・99号は石標、界63～68・70・72・75～89・91・92・94～98・100号は木標、他10点は支標である。約53mに1点の割である。

31日の作業は、地図では西側の縁にあたる界線Eの字広河原・字日向・字横見・字瀧ノ澤・字野上の箇所、6時から3時までの9時間の作業だった。急性胃カタルを引き起こしたというが、それでも、界101号から110号までの10号間789間に64点を設置した。この内訳は、界107号は石標、界101～106・108～110号は木標、他54点は支標である。約22mに1点の割である。

なお、「業務中止せり」とあるが、これは梅ノ木入の踏査中に痛くなり、110号まで踏査し終えたので、時間は早いけど止めたということである。帰宿時が3時としても、2時くらいまでは作業をしていたと見られる。いま、高橋が胃カタルをどう治療したのかわからないが、この2日間の雨は、内業方々とはいえ、療養のための慈雨であつたらう。

8. 沼御料地

①山下の踏査

3日 就業／前晴后雨／3人／6時～4時／字八丁河原・小倉^{こくら}・堂平谷民有地界予査及界線刈払に従事す

4日 内業／雨／1人

5日 就業／晴／3人／7時～6時／沼御料地一部民有界査定。立会人新井喜平・黒沢濱次郎立会施行。同時に刈開を為す

6日(日) 就業／前雨后晴／3人／7時～7時／33点／329間／簡測に従事。自界1号至25号界線難界にて屢々雨のため中途停止進行せず

3日から沼御料地の踏査が始まった。起点の八丁河原から左方向に、3日に予査・刈払をし、5日に立会・査定・刈開をしたうえで6日に簡測した。これは地図のFの箇所(字八丁河原(界1～7号付近)・小倉(界40号付近)・堂平谷(界7号の東側)で、「多野郡日野村に通する里道」の脇を界1号とし、そこから25号まで329間に33点を選定した。この内訳は、界1・7・8・16・18号は石標、界2～6・9～15・17・19～25号は木標、他8点は支標である。界点は約18mに1点の割である。立会人新井喜平と記されているのが所有者代表である。黒沢濱次郎は秋畑村助役(村長代理)で村界及里道界立会者である。

地図でわかるように、沼の北側斜面は犬牙錯雑の箇所多く難界である。そのうえ、3日午後と6日午前には雨に悩まされている。

7日 就業／雨／3人／7時～7時／字小倉及沼民有地界々線予査・刈払に従事す。界線立木地刈払とに手間取る。延長凡そ600間

8日 就業／前雨后曇／3人／6時～7時／全上沼民有地界査定。立会人新井喜平・助役黒沢濱次郎・区長立会の上施行

9日 就業／晴／4人／6時～7時／72点／1010間／簡測に従事する。自界26号至69号

この3日間は地図のGの箇所で、字小倉と沼の民有地界、界26号から69号まで踏査した。この内訳は、界38・49号は石標、界26～37・39～48・5～69号は木標、他28点は支標である。7日は雨の中を12時間にわたって予査・刈払約600間(1080m)の作業をした。8日午前も雨だった。その中を新井喜平・助役黒沢濱次郎の他に区長も立会って査定した。そして、9日に簡測して1010間に72点を選定した。25mに1点の割である。

10日 就業／晴／3人／7時～7時／字草刈場外1字民有地界々線査定。立会人新井喜平・助役黒沢濱次郎。即日界線刈開をなせり

11日 就業／晴／3人／7時～5時／58点／849間／簡測に従事す。自界70号至119号

この2日間は地図のHの箇所で、字草刈場と外1字{登渡山か?}、界70号から119号まで踏査した。この内訳は、界74・84・103号は石標、界70～73・75～83・85～102・104～119号は木標、他8点は中間の支標である。新井・黒沢立会いのもと、天候にも恵ま

れ、順調だったのか急いだのか、「即日刈開」とある。849間に58点を選定した。26mに1点の割である。

12日 就業／晴／3人／6時～5時／字芳之元外2字民有地界査定。立会人新井喜平及佐藤平三郎外1名立会。即日刈開をなせり

13日(日) 就業／晴／3人／6時～5時／79点／1044間／簡測に従事す。自界120号至184号

14日 内業／雨／1人／降雨に付、内業に従事す

12・13の2日間は地図のIの箇所、字芳之元と外2字{登渡山と荻之萱か?}民有地界で、界120号から184号まで踏査した。この内訳は、界120・131・140・152・167・177号は石標、界121～129・132～139・141～151・153～166・168～175・178～184号は木標、他14点は支標である。立会は、新井の外、佐藤平三郎と1名がいた。1044間に79点選定した。24メートルに1点の割である。

14日は雨だった。この頃は雨でも作業することがあったので、折りよくこの間の作業の整理をつけたのであろう。

15日 就業／雨／3人／7時～6時／字ウツキク子外1字界線査定。立会人佐藤平三郎・黒沢助役外1名。査定を了。即時刈開をなせり

16日 内業／雨／1人／降雨外業できず。内業に従事す

17日 就業／晴／3人／6時～6時／88点／1158.1間／簡測に従事す。自界185号至272号

18日 内業／雨／1人／降雨外業できず。内業に従事す

この4日間は地図のJの箇所、界185号から272号まで踏査した。この内訳は、界185・191・199・230・239・252・259号は石標、界187～190・192～198・200～229・231～238・241～251・253～258・260～272号は木標である。いま正確な場所はわからないが、界195号付近がウツキク子で、外1字が字犬ノ沢かと思われる。約24mに1点の割である。立会人は、高橋の寄宿先の佐藤平三郎と外に1名であった。

19日 就業／前雨后晴／3人／9時～6時／字犬ノ沢外2字民有界査定。立会人佐藤平三郎外3名。査定を了し、即時刈払に従事せしむ

20日(日) 就業／雨／3人／7時～5時／同

21日 就業／前雨后晴／3人／7時～6時／101点／1705間／簡測に従事。自界273号至372号

この3日間は地図のKの箇所、犬ノ沢と外2字（大久保と大ヶ澤か）である。界273号から372号を踏査した。この内訳は、界276・294・310・313・327・329・341・349・354・370・376号は石標、界273～275・277～293・295～309・311・312・314～326・328・330～340・342～348・350～353・355～369・371・372号は木標、他1点は支標である。約30mに1点の割合である。立会人は佐藤の外3名いた。この3名は不明。

22日 就業／雨／3人／8時～5時／雨を冒し、字向山外1字査定に従事し、何れも刈払をなせり

23日 就業／雨／3人／8時～5時／同

24日 内業／雨／1人／雨強く外業出来ず。内業に従事す

25日 内業／雨／1人／同

この4日間は雨だった。しかし、22・23日は雨の中を字向山と外1字（石津か？）の査定をし、刈払をおこなった。簡測や界点番号の語がないから準備だったのだろう。

地図でわかるように、沼御料地の錯雑とした部分は21日の372号の辺りでほぼ終了する。地図最北部の字台持の箇所が残っているが、ここは秋畑川の川界が絡み、後に県の立会を求める箇所である。よく見るとここは6測系から8測系になり、そのあと再び6測系となって界465号から7測系になっている。界403号から民有孕在地³⁶⁾ナ号とネ号を経て界450界の辺りに繋げている。台持の箇所をその前後と切り離して測量している。踏査もこの手順でおこなったのかもしれない。ここで、入り組んだ民有界は終わり、あとは郡界・村界が中心になる。

②梅ノ木入の建標

26日 就業／雨／2人／7時～6時／字梅ノ木入御料地建標のため、木標運搬其他の準備をなしたり

27日（日） 就業／前晴后雷雨／3人／7時～6時／全上自界2号至20号、木標16・支標11建設。手別け字大久保民地界査定に従事す

28日 就業／雨／3人／7時～6時／全上界21号より至34号、木標11・支標26、全里道界木標2支標45本建設に従事す

29日 就業／雨／3人／7時～6時／全上界35号より至61号、木標23・支標11、里道界木標2・支標17建設に従事す

30日 就業／曇／3人／7時～6時／全上界62号より至95号、木標26・支標22建設、併て字大久保外1字査定に従事す

31日 就業／晴／4人／7時～6時／全上界自96号至110号、木標15・支標42建設、

及小巻平界線査定をなす

高橋は26日から31日まで梅ノ木入の建標に従事する。26日に運搬など準備をし、27日から界点番号に沿って建設していった。木標95本・支標174本・合計269本建設した。

「建標」とは査定で承認された界点に標識を打つことである。界点には石標・固着岩石・上管標・木標を用いることになっているが³⁷⁾、起点の1号がないから、石標は別に建設したのであろう³⁸⁾。

また、建標と併行して「手別け」して27・30日は字大久保、31日は字小巻平の界線査定をした。これは地図のLの付近だが、界点も距離も記載されていないので正確なことはわからない。雇人2人に簡測済みの界点への建標を任せ、高橋はもう1人とこの査定に向かったのであろう。

③ 民有地界・孕在地界

9月1日 就業／雨／3人／7時～3時／字台持外1字民有界々線の刈払に従事す

2日 内業／雨／1人／降雨のため、内業に従事す

3日(日) 就業／曇／4人／7時～6時／26点／1096.7間／簡測に従事す

4日 就業／晴／3人／7時～6時／52点／735.8間／同

5日 就業／晴／4人／7時～6時／44点／1164.8間／同

6日 就業／晴／4人／7時～6時／32点／763.3間／同

この6日間は地図のMの箇所である。界点の記載がなく正確な場所はわからないが、簡測距離が約3761間(6769m)に及ぶので、1日は字台持と1字{枇杷澤か?}の民有界々線の刈払いをおこない、3～6日の簡測は、27・30・31日に査定した字大久保・字小巻平の界線を含んでいるものと見られる。

7日 就業／雨／3人／字大久保界線刈開に従事す

8日 就業／晴／4人／7時～6時／48点／960間／簡測に従事す

9日 内業／雨／1人／内業に従事す

10日(日) 就業／晴／3人／6時～6時／孕在地査定に従事す

11日 就業／晴／3人／6時～6時／同

この5日間は字大久保と孕在地である。正確な場所はわからないが、字大久保とその近くの孕在地とすれば、地図Kの付近で、孕在地はその付近のタ・ヨ・ヌ・ル・ヲ・ワ・カ号などだろう。8日に960間(1728m)で48点簡測した。36mに1点である。孕在地は、御

料地に面して左へ、民有地界に面して右へ踏査していることが地図で確認できる。

④富岡町へ出張

12日 雑業／晴／2人／6時～7時／建標の準備に午前中従事。午後より経費受取のため富岡町へ出張。即日帰宿

この日は、午前中に沼御料地の建標準備をし、午後は富岡町へ経費の受け取りのため出張した。高橋はこの経費はどこで受け取ったろうか。富岡町には群馬県でもっとも早く設立された富岡銀行（明治16年開業）があったが³⁹⁾、おそらく郵便為替を利用したと思われる。それは、今回の業務地域は狭いが、大面積の御料地では移動しながら業務をする。その場合に、事業の進行に合わせて拠点を移し、最寄の局を通じて郵便物の遣り取りをするの便利だからである。郵便局は「仲町二百一番地に…置かれ」⁴⁰⁾ていた。

また、経費は自身の寄宿代金や雇人の賃金だったろう。御料地は山間にあり、他に使い途などありようもないが、「1廉金10円未満の消耗品（用紙・帳簿類を除く）雑品の購入」や「1廉3円未満の器具の修理」は裁量で使用できた⁴¹⁾。しかし、「功程表」には出費に関してはなにも記載されていない。

なお、21日の項に掲げてある立会要請書をこの日の日付で出している。

⑤小幡村界付近

13日 就業／晴／2人／6時～7時／界線査定及刈払に従事す

14日 就業／前晴后^マ后／3人／6時～7時／小幡村界及郡界線予査に従事す

15日 就業／晴／4人／6時～7時／80点／1005.5間／簡測に従事す

16日 就業／晴／2人／6時～7時／79点／932間／同

17日（日） 就業／雨／3人／6時～4時／降雨を冒し字八丁河原・黒本の民有界踏査中、午後強雨のため中止す

この5日間のうち、13～14日は地図のNの箇所であろう。1937.5間（3478.5m）なので、北東部分をほぼ簡測し終え、雉平の郡界付近まで到達したということだろう。また、17日は、地図のFの西側、界525号から560号までのところである。しかし、「強雨のための中止」とあるので、全部は踏査できなかったのだろう。

⑥郡界踏査

18日 雑業／雨／1人／6時～4時／「郡界立会として北甘楽郡書記来るも多野郡より来らず。且つ、降雨のため立会できず

19日 内業／雨／1人／午後2時多野郡書記郡界立会として来る。強雨のため立会できず

20日 内業／雨／1人／終日雨歇まず

21日 就業／晴／4人／6時～6時／郡界査定並に民有者立会査定施行。手別け自界2号至34号、木標31・支標21・地番杭3建設に従事す

郡界に関しては資料が残されているので、煩瑣をいとわず全文を復元する。

高橋は、多野郡日野村と北甘楽郡秋畑村との郡界踏査を18日午前10時からおこなう旨の立会要請書を12日付で送付し、定宿としていた梅ノ木平の佐藤平三郎方に召集をかけた。次の文書がそれである⁴²⁾。なお、これにはB4大の「界線見取図」(第10号から第17号まで)が8枚がついている。いくつかの郡名や字名の外、界476号から525号までの界点と建標予定が書き込まれている。この掲載は割愛する。

高第四拾四号

上野国北甘楽郡秋畑村字沼外御料地、今般境界踏査施行候処、同所は一部多野郡日野村に接譲し有之、来る十八日午前十時を期し郡界踏査致度候条、実地に御立会を煩度、此段及御照会候也。

明治三十八年九月十二日

群馬縣北甘楽郡秋畑村字梅ノ木平佐藤平三郎方

御料局境界踏査員

御料局技手補 高橋惣太 ㊦

北甘楽郡長 塙 任 殿

追て、当日多野郡立会員と会同の都合も有之候間、午前九時迄に当梅ノ木平迄御出向を煩度、尤も降雨なれば順延と御承知相成度申添候也。

ところが、当日になって、北甘楽郡書記は来たが、多野郡からは誰も来なかった。しかも、雨のため立会はできなかった。翌19日午後2時に多野郡書記も来た。しかし、強雨のため立会できなかった。雨は20日も止まず、21日にようやく晴れた。そこで、朝6時から夕6時まで郡界査定と民有界の立会査定を執行した。同時に、手別けをして界2号から34号までに木標31本・支標21本・地番杭3本を建設した。

この時の立会は1日で終わったようである。立会った北甘楽郡書記黒澤袈三郎は、9月

25日付で郡長埴任宛に次の「復命書」⁴³⁾を提出した。

復命書

一 郡界踏査の件（秋畑村）

郡界隣接地は本郡秋畑村と多野郡日野村にして、之を小字に区分すれば、秋畑村に於て黒木・八町川原・沼・大ヶ澤・大久保等にして、日野村に於ては大字上日野村中、小柏大半寺・奈良山・御荷鉾の三字とす。実地踏査地は、延長約七千間、界線は山岳の絶頂峯通にして、當日は、御料地を除く外、郡界に接する各民有者を立会せしめ、査定後、界線六七十間毎に目標を立て幅三尺乃至六尺の見込を以て雑草の刈取らしめたり。尚ほ、當日立会したる両郡踏査員人名左の如くして、査定又一の異議を生せず。

御料局技手補	高橋惣太
北甘楽郡書記	黒澤袈三郎
多野郡書記	布施亀十郎
秋畑村助役	黒澤濱次郎
日野村書記	宮澤 亘
其他	郡界隣接所有者峯名

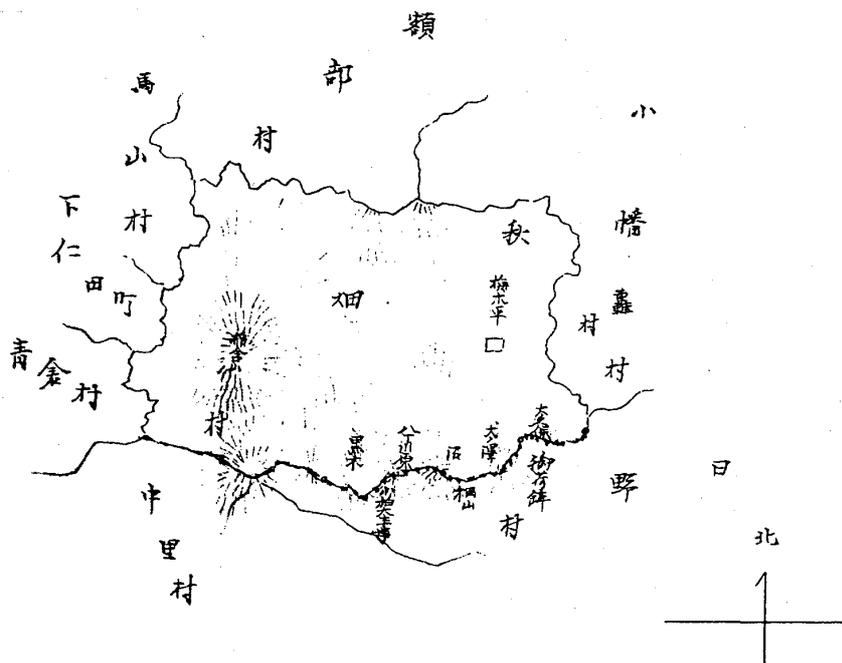
右及復命候也。

明治三十八年九月二十五日

郡書記 黒澤袈三郎

北甘楽郡長 埴 任 殿

地図4



当日の立会者は高橋のほかに7名で、内訳は、郡関係者2名(北甘楽郡書記黒澤袈三郎・多野郡書記布施亀十郎)、村関係者2名(秋畑村助役黒澤濱次郎・日野村書記宮澤亘)・民有地関係者3名である。ほかに雇夫が2名はいたろうから、総勢10名で踏査したことになる。当日は尾根まで3時間、尾根界に6時間、下りに3時間を要したものとみられる。私が尾根界のうちホーロク峠から荻(61ページの地図で界486から509)まで縦走したが3時間弱だった。踏査地は、秋畑村側の名称では黒本・八丁河原・沼・大ヶ澤・大久保等、日野村側の名称では小柏大半寺・奈良山・御荷鉾^{みかほ}である。なお、この御荷鉾はいわゆる御荷鉾山から谷1つ隔てた北に位置する小山の1尾根である。そして、踏査距離は「延長約七千間(約13km)」に及び、ここに「界線六七十間(約100~150m)」毎に「目標」を立て、「幅三尺乃至六尺(1~2m)」ほどの刈取りをおこなったわけである。『境界簿』の付図で見ると、ここには石標が5点、木標が34点、支標が162点が建設されている。

その後、高橋は関係者に対して「承認書」⁴⁴⁾を求めた。次の資料がそれを示している。

明治三十八年十月二日 黒澤郡書記

伺案

九月二十一日、本郡秋畑村郡界査定に付、郡立会人より承認書を得たき旨申出の次第も有之候に付、別紙書式に依り、承認書回送可然哉。

承認書

甘楽御料地境界踏査に付、上野国北甘楽郡秋畑村大字沼外七字と、多野郡日野村大字上日野村字御荷鉾・字奈良山・字小柏大半寺との郡界は峯通り界線にして、実地立会査定線の通り異議無之、依て承認候也。 年 月 日

郡立会員 氏名

御料局技手補高橋惣太宛

これは、黒澤郡書記が10月2日に起案したものだが、「伺案」の下線部には、郡立会人の承認書が欲しいと申し出があったので別紙の「承認書」を送ってよいかとある。そして、「承認書」案には、査定線に異議ないから承認する、とある。これは、後日正式に『甘楽御料地境界簿』が完成したときに正式に承諾印を貰うための証拠を得ておこうとしたものであろう。こうして郡界の踏査は一段落ついた。

⑦^{ホーロク}炮烙峠付近

22日 就業/晴/4人/6時~6時/字台持外2字査定、及、手別け自界35号102号迄木標64・支標4建設に従事す

23日 就業／晴／4人／6時～6時／多野郡所有者2名、1名は欠く、立会査定。手別け自界103号至205号迄木標69・支標11建設に従事す

24日(日) 就業／晴／4人／6時～7時／105点／1074.3間／里道界村長立会査定、及、簡測に従事す

25日 就業／晴／4人／6時～7時／33点／847.3間／簡測に従事す

26日 就業／晴／4人／6時～7時／41点／1050.3間／同

27日 就業／晴／4人／6時～7時／56点／946.8間／簡測に従事す。手別け石標13埋設及小幡村界査定

28日 就業／晴／4人／6時～7時／24点／510.4間／孕在地簡測に従事す

29日 就業／晴／4人／6時～7時／60点／1336.7間／同

30日 就業／晴／4人／6時～7時／15点／308.8間／簡測、及、手別け木標23・支標2建設に従事す

10月1日(日) 就業／晴／4人／6時～7時／界283号より291号迄建標木標19・支標19建設に従事す

2日 就業／晴／4人／6時～7時／木標20・支標3建設に従事す。場所遠く、進行意の如く了せず

3日 就業／晴／4人／6時～7時／木標30建設に従事す

この2週間ほどは、具体的なことが分からないこともあり、少し先を急ぎたい。

8月に雨に祟られたせいか、雇夫を4人とする日が増えた。とくに郡界査定以降、毎日4人である。人員を増やし、手別して22・23・27・30日は簡測と建標を併行している。それでも予定通りに進捗しなかったようで、2日は「場所遠く、進行意の如く了せず」と焦燥感ともとれる珍しい記述をしている。ホーロク峠付近の奈良山の所有者の立会だったろうか、また里道界への村長(秋畑村)の立会などがおこなわれた。

しかし、この間に建標は界35号から300号くらいまで行き、沼御料地の山下部の大半は済ませている。また、木標225本・支標39本・石標3本を設置し、簡測距離6074.6間(10934m)に334点選定した。査定も字台持と2字、場所は定かでないが多野郡の所有者の立会の外、24日の里道界査定には村長の田村恒太郎が自ら立会った。具体的な場所は判明しないものの、2日の吐露から判断しておそらく尾根筋の界線などに従事していたのであろう。

⑧秋畑川の査定

4日(就業／晴／4人／6時～7時)「木標37建設並に秋畑川河川界査定。群馬縣知事の訓令により村長代理・助役立会査定を了す。」

戦場付近の秋畑川界の査定についても『県文書』に關係資料が残されている。まず、次の要請書がある⁴⁵⁾。

第五拾壹号

上野国北甘楽郡秋畑村字台持御料地、今般境界踏査施行致度候処、全所は秋畑川に接続の個所に有之候に付、右河川境界に付、来る十月一日、御庁員該地御立会を煩度、此段及御照会候也。

明治三十八年九月二十八日

北甘楽郡秋畑村字梅ノ木平佐藤平三郎方

御料局

境界踏査員御料局技手補高橋惣太 印

群馬縣第一部長堀信次殿

これは、高橋が、秋畑川の境界査定を10月1日に行うについて、県土木課第一部長堀信次宛に立会を要請した文書である。発信日付が9月28日で、立会日の3日前である。このとおりならば随分と急な要請で、心証はともかく、派遣は無理だった。しかも、次に掲げる文書の起案の標題から、9月29日に起案、同30日に稟議、10月2日に発送と読める。1日の立会い申請に対して2日の回答とは判然としないが、あるいは要請は形式的なものだったのかもしれない。ともかく、県側は次のように対応した⁴⁶⁾。

なお、次の3文書の文書番号は同一で、筆跡も同一、簿冊内の綴じ方も一繋がり、起案の標題が最初に1つあるだけである。堀第一部長の指示で県属佐治友輔が起案したものであろう。

明治三十八年九月三十日 土木課 佐治属

御料局に於て境界踏査施行に付、立会方別紙之通請求有之候処、其請求のヶ所は細歩なる河川にして關係少しと思料候に付、当廳よりの立会は之を省略し、地元村長に立会方訓令相成可然哉、相伺候也。

これは、「御料局から踏査の立会を請求してきたが、小さな河川の箇所なので關係が少ないから、地元村長に代理させてよいか」というものである。続いて次の「訓令按」がある。

訓令乙第二七三号

訓令按

北甘楽郡秋畑村長

御料局に於て左記の河川と御料地との境界踏査施行に付、御料地境界踏査員より実地立会の請求あるときは之れに立会を為し、図面を添へ、其結果を報告すへし。但、境界に関し

踏査員と意見を異するときは、其旨直に上申すへし。

右訓令す。

年月日 知事

秋畑村長宛

記

北甘楽郡秋畑村内秋畑川

これは知事が村長に発した形式で、踏査員から請求があったら立会って、その結果を、図面を添えて報告せよというものである。

そして、郡長には第一部長名で、村長に立会上の注意を与えるよう指示している。次の「通牒按」である。

通牒按

土第四五三〇号

北甘楽郡秋畑村内御料地と河川と境界踏査に関し、本日、訓令乙第二七三号を地元村長へ訓令相成候処、河川の区域なるものは、流水区域は勿論、河原地及河岸を合せて云ふものに有之候条、為念地元村長に御注意相成度、此段及通牒候也。

月日 第壱部長

北甘楽郡長宛

すなわち、秋畑村の御料地の境界踏査に関して村長に立会を訓令したが、村長に、河川とは流水区域・河原地・河岸の全体をいうと、河川の定義を伝達するように求めている。

そして最後に、部長名での次の「回答按」である。

回答按

土第四五三〇号

北甘楽郡秋畑村内御料地と河川との境界踏査に付実地立会之儀、九月二十八日、第五壱号を以て御照会相成候処、当庁員出張之儀は目下差支候に付、地元村長を立会しむる事に本日訓令発送相成候条、右に御承知相成度、此段及回答候也。

月日

第一部長

北甘楽郡秋畑村梅ノ木平佐藤平三郎方

境界踏査員

御料局技手補高橋惣太宛

追て其此立会の期日は更に地元村長へ御通知相成度、此段申添候也。

すなわち、これは「県庁職員の出張は差し障りがあるので、地元村長に立ち会いを命じた」と回答する」という伺い案である。差し障りがあるというのは方便(ウソ)で、立会請求箇所が「細歩なる河川」だったからだが、この遣り取りには判然としないところがある。「踏査規程」には何日前との規程はなかったとはいえ、2日に県の回答、4日の立会というのも急すぎないだろうか。

その後、踏査に立ち会った村長は、県知事宛てに次の報告書を提出した。

なお、図面は割愛するが、当該箇所は界407号から409号の箇所である。界407号には石標、408・409号には木標が建設された。

収第一二九二号

本年訓令乙第二七三号に依る左記河川と御料地との境界踏査に付、十月四日実地立会候処、異議無之候条、別紙図面相添へ、此段及報告候也。

明治三十八年十月十六日

北甘楽郡秋畑村長田村恒太郎 印

群馬縣知事吉見輝殿

左記

北甘楽郡秋畑村内 秋畑川

すなわち、4日に立会ったが、異議がないのでそう回答するというものである。こうして県知事の訓令によって村長代理の助役が立会って川界の査定が終了した。

⑨尾根界建標

- 5日 就業/雨/4人/6時~7時/木標40・支標8建設に従事す
- 6日 内業/雨/1人/6時~7時/降雨、内業に従事す
- 7日 就業/晴/5人/6時~7時/木標35・支標7建設に従事す
- 8日(日) 就業/晴/2人/6時~7時/木標20・石標15建設に従事す
- 9日 就業/晴/5人/6時~7時/木標15・支標43・石標15建設に従事す
- 10日 就業/晴/5人/6時~7時/木標34・支標78建設及国有林境界査定。富岡小林区署長林務官補白石昌浩立会
- 11日 就業/晴/5人/6時~7時/木標9・支標124建設に従事す
- 12日 就業/晴/5人/6時~7時/木標37・支標63・石標16建設に従事す
- 13日 就業/晴/5人/6時~7時/木標22・支標9・石標4建設に従事す
- 14日 就業/晴/4/6時~7時/木標16・石標中・支標8建設に従事す
- 15日(日) 就業/晴/4/6時~7時/石標4建設、及、承認書調印、委任状の訂正等

に従事す

すでに踏査はほぼ終了して、10日の国有林の踏査が最後だった。すでに9月26日から31日に梅ノ木入御料地は界標の建設も終わり、東の小幡村界の方も済んでいると見られるから、これは沼御料地西方の源五郎国有林だったかもしれない。

これがすんで、15日に承認書調印と委任状の訂正などがあった。承認書は前記のことで類推できる。また、委任者名はプライバシーの問題があり掲載できないが、『境界簿』を見ると地権者が数十名いた。「功程表」に代表者が出てきたが、1人につき20～30名の委任者がいた。多くの背景を持ちながら踏査はおこなわれたわけである。なお、『境界簿』には委任状は残されていない。

この11日間はひたすら建標を続けている。雇人を連日5人にし、13時間作業している、その結果、石標62本・木標228本・支標342本、計632本を建設した。こうして踏査の外業は終了した。

ごく小さな甘楽御料地であるが、境界線延長2,3325間(4,1985m)に境界点1432点を選定し、石標105本、木標751本、支標(小杭)576本が打たれた。この1本1本が近代天皇制の経済的基盤を形成する礎だったことを忘れてはならないと思う。そしてまた、「国家百年の大計」とはこういう事業をいう。なぜなら、このときの『境界簿』と『測量簿』が今でも現役の台帳だからである。

9. 踏査終了

16日 内業／晴／1人／内業諸般の整理に従事す

17日 旅行／雨／事業終了。国有地境界未画認事件に付富岡小林区署に出頭。協議のため1泊す

18日 旅行／雨／上野国北甘楽郡富岡町出発。宇都宮着

16日は内業諸般の整理をしたとある。業務成果のまとめ、報告書の準備、関係書類の整理などであろうか。17日は雨だった。3ヶ月余を過ぎた佐藤平三郎方を引き払い、秋畑村役場に挨拶に行き、役場の関係者や雇人らに見送られながら村を去ったことだろう。途中、小幡村役場にも挨拶に立ち寄ったかもしれない。しかし、10日の国有林境界査定で立会った白石昌浩の承認が得られなかったのか、富岡小林区署に出頭した。富岡町に1泊し、翌18日、来た時と同じように上野鉄道で高崎に出て、両毛線で宇都宮に帰った。そして、この翌日、さらに日光御料地の踏査に出張する。

高橋は、翌39年4月にまた群馬県に来た。この年の4月と同様に、関係者から承諾印を

図1 沼御料地境界簿の承諾の署名と捺印

(192)

境界踏査員
 踏査 實地著手明治三十八年七月廿日
 實地終了明治三十八年十月廿五日
 御料局技手補高橋惣太

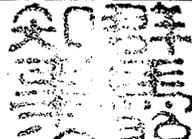


境界測量員
 測量 實地著手明治三十八年十一月七日
 實地終了明治三十八年十二月三十一日
 御料局技手明石權藏



本境界簿之通相違無之候也

隣接地管理者
 明治三十九年四月七日 群馬縣知事吉見輝



郡界立會者
 明治三十九年四月十七日 群馬縣北甘樂郡長高任



郡界立會者
 明治三十九年四月十七日 群馬縣北甘樂郡長高任



村界立會者
 明治三十九年四月十八日 群馬縣北甘樂郡小幡村長田中宗昭



村界及里道界立會者
 明治三十九年四月十八日 群馬縣北甘樂郡秋田村長田村恒太郎



隣接地管理者
 明治三十九年七月十日 東京大林區署長山林技師橋口正美



出典：『甘樂御料地境界簿』（関東森林管理局所蔵）

貰うためである。調製した『甘楽御料地境界簿』に、4月7日に群馬県知事、17日に多野郡長と北甘楽郡長、18日に小幡村長と秋畑村長、7月10日に東京大林区署長、そして立会人それぞれから署名捺印を貰った。こうして業務が終わり、甘楽御料地の境界が確定した。測量については稿を改めたい。

<謝辞> 次の個人と諸機関（50音順）からお世話になった。記して謝意を表わしたい。

1. 神足勝記『回顧録』と同『日記』の利用には、神足勝浩氏からご配慮を賜った。
2. 関東森林管理局には『甘楽御料地測量簿』・『甘楽御料地境界簿』の利用でご配慮を賜った。
3. 関東森林管理局東京事務所には『御料林境界関係法規集』の入手でご配慮を賜った。
4. 宮内庁書陵部には『地籍録』・『土地境界録』の利用でご配慮を賜った。とくに図書課公文書係野村元一氏にはお世話になった。
5. 群馬県立文書館には『群馬県行政文書』の利用でご配慮を賜った。
6. 上信電鉄本社からは上野鉄道の時刻表を頂戴した。

注

- 1) 「御料地形成過程の一断章 一大木真備の群馬縣巡回と復命書一」（『嘉悦大学研究論集』第48巻第2号通巻87号 平成17年10月）
- 2) この作成者は当時の測量課長神足勝記である。神足の『回顧録』（明治27年5月18日の項）には「御料局測量規程を發布せらる。嚮きに提出せし御料地測量準則案を更に審査を遂げ、改訂補修したるものなり」とある。
- 3) 神足は明治40年12月10日に「明治26年度より同40年度に至る御料地測量業務報告」（『明治40年土地境界録1』宮内庁書陵部蔵）を渡邊千秋御料局長宛に提出した。
- 4) 「踏査規程」（明治32年12月14日）4条に「境界踏査員は判任官を以て之れに充つ」とある。
なお、「踏査規程」は『御料林境界関係法規集（奥付なし）』所収。以下、同『法規集』所収の法令は（法）と記す。
- 5) 実際に、『明治37年土地境界録』（宮内庁書陵部蔵）には碓氷御料地と子持山御料地の「復命書」（菊地為輔技手補提出）が収録されているが、これで見ると、冒頭に出発から帰途までの略経緯を記した後、報告書1通・境界簿2冊・界線見取図2冊・委任状5通・請書15通・承認書3通・立会通知書綴1冊・公文書往復綴1冊・御料地隣接調1冊・証拠図1活などの書類目録があり、報告書は、境界踏査成績表・旅費明細書・諸雇給内訳明細書・器具機械費内訳明細書・筆紙墨文具内訳明細書・消耗品内訳明細書・通信運搬費内訳明細書・雑費内訳明細書・境界踏査箇所済表・境界点種類員数調査表・標識調査表・承認書請書未徴収調の諸表からなっている。
- 6) 「踏査規程」6条には「支庁長又は事務所長は其の年度内に踏査すべき箇所を定め、……予定表に其の位置図を添へ、其の年2月末迄に本局長に申報すへし」とある。
- 7) 注2の「復命書」に、事業終了後の転任の様子が書かれている。
「……11月19日を以て全部終了。更に子持山御料地境界踏査の命に接し、21日同地発足、利根郡川田村大字屋形原に到り、全地滞在中の御料地技手白石久四郎と踏査御用の打合をなし、23日全村大字岩本に転し、岩本子持山御料地の境界踏査を了へ、更に……」

- 8) 「御料地境界測量出発時期の件 36年1月12日」(法)に次のようにある。
「……出張時期の義は、大体毎年5月1日に起り11月末日を以て終了の内規に有之候……」
- 9) 注14参照。
- 10) 「公図についてのお話し」(山川清事務所のホームページ)と「YAMADA ニュース VOL.58 2005年9月15日」(山田司法書士・土地家屋調査士総合事務所のホームページ)は要領を得ていて参考になった。
- 11) 「明治36年の富岡市街地図」(関谷之康氏のホームページ)および『富岡市史 近代・現代資料編上』1007～24ページ所収の地図参照。井上政一「地方小都市における商店街の形成と変貌—群馬県富岡市富岡町の場合—」(『歴史地理学紀要』19、1977年)
- 12) 『日本近代林政年表 1867—1999』(香田徹也編著、日本林業調査会刊、2000年)。
- 13) 『県文書』簿冊第1053号92～94丁。
- 14) 「復命書」が『県文書』簿冊第1092号242～4丁に残されている。
- 15) 「御料地と国有林野との境界測量の件 35年3月7日」(法)
- 16) 『県文書』簿冊第1053号111～2丁。
- 17) 税務大学校ホームページ。
- 18) 上信電鉄本社(高崎市)から頂戴した。初期の時刻表の存否は不明。
- 19) 『藤岡市史 通史編 近代現代』121～146ページ。
- 20) 架橋の件は『群馬縣北甘楽郡史』(本田亀三著、昭和46年、207～8ページ)でも、『富岡市史』(近代・現代通史編・宗教編149ページ)でも判然としない。
- 21) 「役場は戸長役場時代から明治22年の町村制施行以後も引きつづいて廃寺であった養学寺に置かれていたようである。そして明治末年になって秋畑1,602番地に役場庁舎を建築移転した。」(『甘楽町史』、昭和54年、769ページ)
- 22) 「踏査規程」66条。
- 23) 「踏査規程」15条に「改租図及地押図は税務署備付のものに拠り、之を地元市町村役場備付のものに照査すへし」とある。
- 24) 「踏査規程」27条。
- 25) 「踏査規程」4条には「踏査に従事する人員は踏査員1名、常雇夫1名、臨時雇夫3名以内とす。但し、踏査地の状況に依り臨時雇夫を増加することを得」とある。
- 26) 「踏査規程」63条。
- 27) 「踏査規程」27条。なお、「御料地境界踏査規定中疑義の件 明治33年7月3日」(法)でも「御料地に面し左廻するの……義にして御料地内の孕在地と雖も亦同一……」と回答している。
- 28) 老舎『駱駝祥子』岩波文庫298ページ。
- 29) 「踏査規程」18条。
- 30) 「踏査規程」19条には「界線にして行政区界に当り又は官庁公署の管理地に接するときは当該官吏又は公吏の立会を求むへし……」とある。
- 31) 「踏査規程」20条には「界線にして民有地に接するときは其の所有者の立会を求むへし。所有者に於て代理人をして立合はしむるときは……委任状を徴し、……」とある。
- 32) 異議がでた場合について、「踏査規程」26条では「……異議の爲め其の界線の確定せざるときは、前条の仮定線と相手人の主張線とを併査し置くへし」としていたが、「皇室財産令」施行で境界確定を急いだ当局は、「御料林野境界査定規則」(法)(明治44年12月29日宮内省令第11号)2条で「境界査定官吏隣接所有者の立会を求めむとするときは、5日前に査定の日時及場所を隣接地所有者に通告すへし」と変える。これによって、膠着状態に陥った場合、訴訟などで意思表示しなければ、当局側の主張する界線で確定することになる。
- 33) 「踏査規程」24条で「御料地内を通する道路、河川、溝渠等にして御料地地籍外のものは、現形

に抛らず、地籍上の形状、幅員に抛り界線を査定すへし。但し、其の現形は御料地境界簿及御料地境界見取図に明記し置くへし」とある。

34) 「測量規程」29条に「距離は間を本位とし小数2位に、支距は測量の精粗に応じ2位若しくは1位に止むへし」とある。

35) 「踏査規程」7条。

さらに、「踏査規程」51条では「境界踏査員は測量終了の部分に対し、其の当日より1週間以内に第6号様式の御料地境界簿及第7号の御料地境界見取図を製し、境界測量員に交付すへし／境界測量員は終了の部分に対し其の当日より3週日以内に実測の結果を検査して御料地境界簿に方位距離を記載し図面を調整し境界踏査員に返付すへし」と規定している。

後に「第7条の境界見取図は実際測量の案内に過ぎざるを以て、界線明瞭なる時は、測量員と協議の上、測量上の必要の事柄は簡易の方法を以て測量員に明示し、正式の地図は測量上差支なき限度に於て便宜省略致度」（「境界踏査実施上に関する件」（法）34年2月5日名席第439号名古屋支庁）と申請があったが、回答は不明。

36) 飛地と孕在地について、「界標番号には、飛地にありては平仮名、孕在地にありては片仮名の文字を冠して区別すへし」（「踏査規程」47条）とあり、「……其の最近顕著なる岩石を選びて探求標とし、又は最近の本地界点より継続線を設くへし」（「踏査規程」31条）とある。

37) 「踏査規程」35条。36条には「界標の付属標は、指導標、探求標の2種とし……」とある。

38) 「踏査規程」37条には、「左に掲ぐる界点には石標を設け、又は固着岩石を用ふへし。

1. 境界の起点
2. 御料地界と国郡市町村との接触点及交叉点
3. 御料地字界の接触点及ひ交叉点……」とある。

39) 前掲『富岡市史 近・現代通史編』236～7ページ。

40) 『富岡史』（富岡市役所刊、昭和30年）879ページ。

41) 「踏査規程」66条。

42) 『県文書』簿冊第1053号303～311丁。

43) 『県文書』簿冊第1053号300～1丁。

44) 『県文書』簿冊第1053号298～9丁。

45) 『県文書』簿冊第1092号241丁。

46) 『県文書』簿冊第1092号236～9丁。